

2019年10月31日

各 位

株式会社 紀陽銀行

## 「平成31年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金」制度の 指定金融機関認定について

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、資源エネルギー庁の補助事業である「平成31年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金」制度における指定金融機関に選定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本制度は、環境配慮等に取り組む企業さまを支援するため、エネルギー消費効率の高い省エネルギー設備の新設・増設に向けた設備資金融資に対して、融資利息の一部が補給されるものです。

紀陽銀行は、2019年9月27日に表明した「責任ある投融資に向けた取組方針」に基づき、環境・社会問題に取り組む企業さまを積極的に支援することで、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

### 記

#### 【制度概要】

|               |   |
|---------------|---|
| 所 管 省 庁       | 経済産業省 資源エネルギー庁  |
| 対 象 と な る 事 業 | 以下の事業への融資を対象とします。<br>・エネルギー消費効率の高い省エネルギー設備を新設・増設する事業<br>・省エネルギー設備を新設・増設し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業<br>・データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業 |
| 利子補給率         | 最大1.0%  |
| 利子補給期間        | 最大10年間  |
| 受 付 期 間       | 第4回 2019年10月17日～2019年12月3日（今年度最終回）<br>※予算額に達した場合、受付は終了となります。  |

以 上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」につながる取り組みです。

